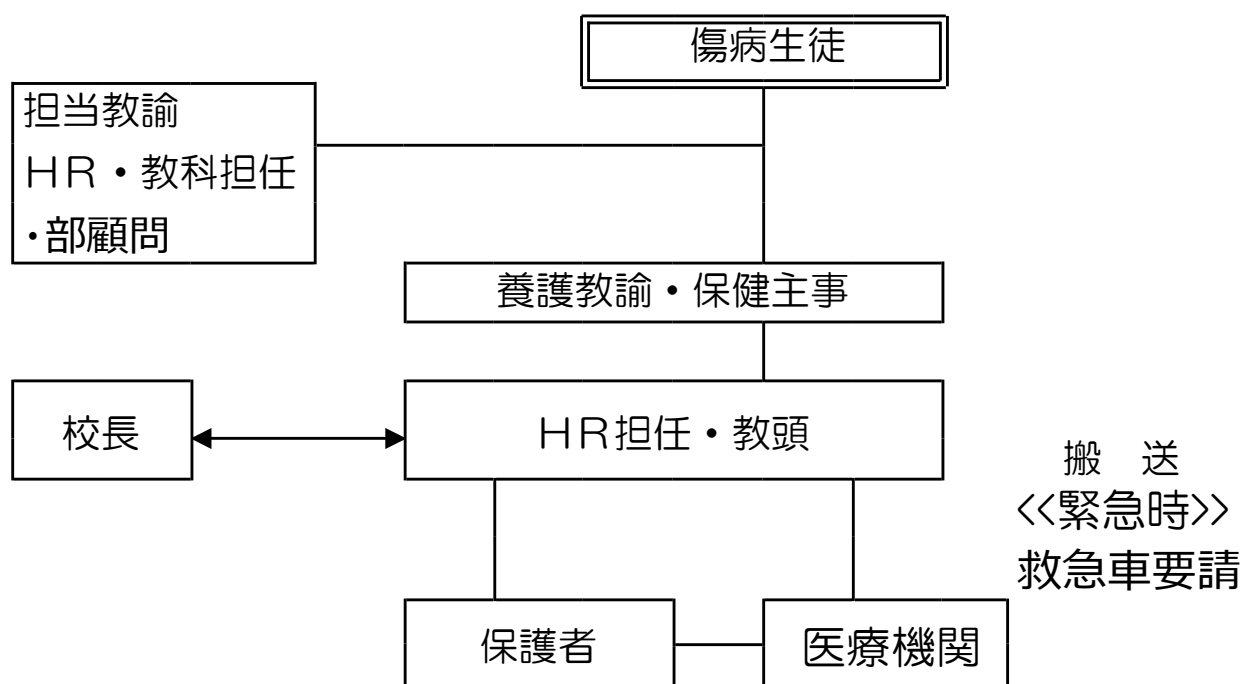


（２）救急体制と事故発生時の対応



- 1 その場に居合わせた教師が速やかに応急手当を行う。（AED；職員室にあり）
- 2 生徒を使って、養護教諭・他の教員の応援を求める。
- 3 保健室へ連れて行くか、管理職に確認の上、救急車の手配をする。
（日頃から応急処置のできる体制の確立）
- 4 保健主事、教頭、校長及び当該生徒の家庭（保護者）に詳細を連絡し、記録する。
- 5 事故の分析を行い、安全管理と指導のあり方を検討して、類似した事故の再発を防ぐ。

〔 校外での救急体制 〕 ※校外行事の実施計画等は、教育局等に事前に報告する。

- 1 旅行（遠足）・集団宿泊的行事を実施する際は、引率教師の中から救護担当者を決め、緊急事態が起こったときの適切な措置ができる体制づくりを事前に確立する。
- 2 交通事情、連絡方法、救急病院への依頼等、調査・準備を行う。
- 3 万一、事故が発生したときは適切な応急処置を行う。他の教師は、生徒が動揺しないように人員の把握と冷静な指示を与える。
- 4 引率責任者は、学校（管理職）へ事故の状況を急報し、旅行を継続するか、日程を変更するか等の指示を受ける。
- 5 以後の連絡方法・時間等、緊密に連絡がとれる状況をつくり、詳細を記録する。
- 6 結果の反省と、安全管理の内容や指導のあり方について再検討し、類似した事故の再発を防止する。

[医療機関への連絡と救急車の要請]

- 誰が、いつ、どこで、どこを、どうした、なぜ。
- 現場の位置、目標物、道順。
- 通報者の氏名、電話番号。
- 現在の状態と処置の状況について。
- 当面の応急処置についての指示を仰ぐ

電話番号の場合、落ち着いて順序よく、簡単明瞭に伝える。

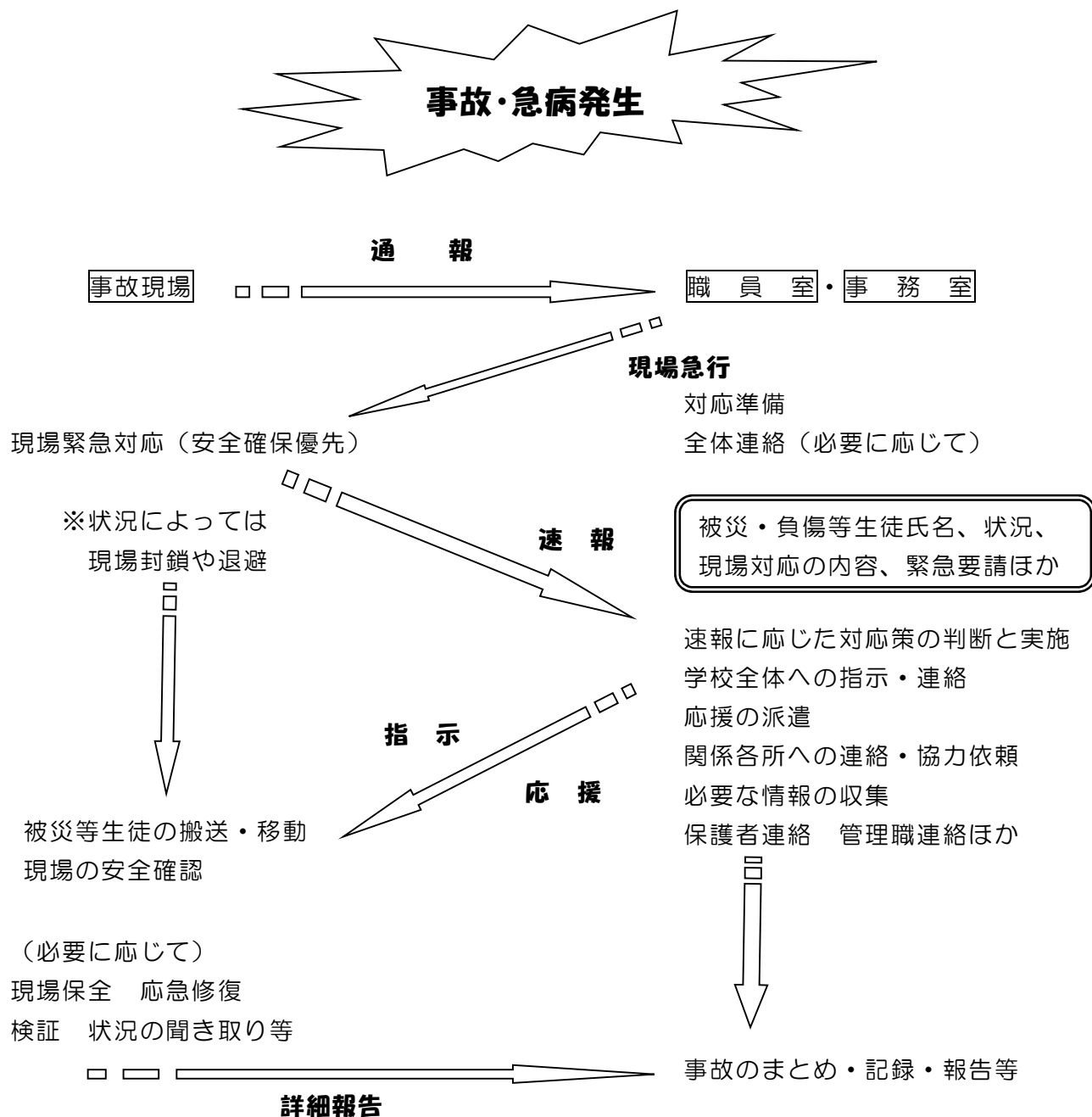
[家庭（保護者）との連絡・連携]

- 1 救急時の連絡先を把握しておく。（不安を与えないよう配慮する）
- 2 搬送先（病院）の決定の際は、保護者に相談することが望ましい。

[事故発生時の対応]

- 1 応急処置の実施
 - 意識があるか ○ 呼吸をしているか ○ 脈があるか ○ 出血があるか
- 2 応急処置の主な内容
 - 意識、呼吸、分間障害に対する処置（心肺蘇生法）
 - ・気道の確保 ・心臓マッサージ ・AED （・人工呼吸）
 - 外出血の止血による処置
 - ・直接圧迫による止血 ・間接圧迫による止血
 - 骨折に対する処置
 - ・副木による骨折部分の固定
 - 創傷に対する処置
 - ・ガーゼ等による被覆 ・包帯
 - 適切な体位の保持や保温
- 3 医療機関の決定と移送
 - （１）移送先は、できるだけ保護者に決定させる。（傷病者の移送は原則として保護者）
 - （２）緊急の場合は、救急車又は営業車を使用する。

校内で様々な事故や急病が発生した場合の初期対応については次の要領による



- ・火災発生時についても基本的には上記に準じる。
初期消火が不可能だと判断した時点で、一斉に避難を開始し、消防署に通報する。
- ・不審者の侵入等、身体への危害が予想される場合は、生徒の避難、対応者の安全確保を最優先に考えて行動し、すぐに警察に通報する。
- ・ノロウイルス等、感染の恐れがある病気によって発症したものと疑われる場合、現場を封鎖して生徒が近付くことを厳禁する。また職員についても、十分な対応ができる体制が取れるまで近寄らない。
- ・学校近辺で事故が発生した場合も上図に準じる。
- ・事故の発生状況等に応じて、臨機応変に対応する。

[汚物の処理消毒方法]

- 1 換気のため、窓を開ける。
使い捨てのエプロン、マスク、手袋を着用し、汚物中のウイルスが飛び散らないように、サットクリーン（吐瀉物・汚物処理パウダー）を糞便や吐瀉物にまんべんなく充分、振りかける。1分程度で固まった後、ペーパータオル等で静かに拭き取る。
 - 2 糞便や吐瀉物を拭き取った後や、多数の人が触れるドアノブや蛇口などは、消毒液で浸すように拭き取り、その後、水拭きをする。
 - 3 拭き取りに使用したペーパータオルなどは、ビニール袋に密閉して廃棄する。
この際、ビニール袋に廃棄物が十分に浸る量の消毒液を入れる。
- ※ 処理の際は、しぶきなどを吸い込まないように充分注意すること。
また、終了後は丁寧に手洗い、うがいをする。

ノロウイルスは乾燥すると容易に空気中に漂い、これが口に入って感染することがある。そのため、消毒後はウイルスが屋外に出て行くよう、空気の流れに注意しながら換気を充分に行い、糞便や吐瀉物、拭き取りに使用したペーパータオル等は放置しない、乾燥させないことが重要。

[食物アレルギー発生時の対応のポイント]

初期対応：当該生徒から目を離さず、状況を観察するとともに、直ちに他の生徒に養護教諭や他教員を呼びに行かせる。知らせを受けた養護教諭等は直ちに管理職に報告する。

- ・予めエピペン使用が想定されている場合を持ってくるよう指示する。管理職は、担任や養護教諭等の介助のもと、エピペンを使用すると同時に、救急車を要請し、担任等を同行させて当該生徒を医療機関へ搬送する。

生徒への対応

- ・その場で安静にさせ、立たせたり、歩かせたりしない。
- ・足を顔より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、体と顔を横向きにする。
- ・救急隊が到着するまでの間、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色を確認しながら必要に応じて心肺蘇生とAEDの措置を行う。

他の生徒への対応

- ・他学級の担任等は、当該学級の生徒の食事等を一時停止させ、他の教室に移動させるとともに、状況を説明し動揺が広がらないように適切な言葉かけを行う。

保護者への対応

- ・管理職は、当該生徒の保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職は、病院に向かい、保護者に事故の状況を説明する。

(3) 非常時の組織体制

災害対策本部
 本部長：校長 副本部長：教頭・事務長
 本部員：下図●○ 校長室に本部設置
 学級担任は職員室に常駐し、生徒情報収集と本部連携

役割・担当(●がチーフ)	授業日の震災時対応	授業日以外の震災時対応
総務 ●教頭・事務長 ○教務部長	情報収集と対応策の決定、対応状況の記録 学校職員の被災状況等の情報収集 ※被災職員対応 ▼応急教育計画、学校（授業）再開	
通報・連絡 ●教頭・事務長 ○教務部長 教務部	町内官公庁との連絡・調整（バスの運行状況確認） 胆振教育局との連携	
救助・救護 ●事務長 ○生徒指導部長 養護教諭 生徒指導部	校舎内の破損確認・安全確保 危険回避対応 行方不明者の捜索（該当する時） 救護所の設置と対応 救急隊への連絡・連携 ▼心のケアの体制整備	校舎内の破損確認 危険回避対応
避難・誘導・安否確認 ●進路指導部長 学級担任	生徒避難誘導と生徒状況の把握 生徒の下校集団の確認と保護者への引き渡し（帰宅確認） 校舎残留生徒の安全確保と指導 ▼臨休の生徒状況の把握 ▼ホームルームの再開計画	生徒不在時は生徒の安否状況、被災状況等の把握・集約 臨休の生徒状況の把握
消火・搬出・復旧 ●教務部長 事務主任 教務部 事務職員	出火状況の確認と初期消火、出火防止活動（ガス・薬品等） リストに基づく「非常持出」の搬出や管理 ▼施設・教室等の復旧 教材・教具等の確保	
警備 ●生徒指導部長 生徒指導部	初期消火対応 近隣地区（通学路を含む）の状況確認 避難者一次対応（安全な場所で待機させる） 避難所開設・運営の協力 避難所設置後の生徒対応 ▼学校再開後の安全確保並びに生徒指導計画	
避難所対応 ●事務長 ○教頭 進路指導部	避難所設置・廃止時の町役場担当部局との対応 避難者二次対応（避難所開設・運営） ※基本的には町役場が主体となる	
留意事項	▼学校（授業等）再開に向けての動き	

☆生徒・保護者への情報提供・・・HP、クラッシー斉送信、電話を活用

☆生徒、保護者の安否確認・・・クラッシー、電話を活用

☆教職員の安否確認・・・連絡用LINE、電話、SMSを利用。

（４）大地震・大規模噴火時の対応策および教育活動の復旧に向けての動き

1 震度５以上の大震災・大噴火が発生した場合の生徒の動き

（１）学校にいる時（部活動・模試・講習・検定等も含む）

1 力所に避難 → 校舎内施設等および町内状況調査

→ **震度５以上の震災時には、**

原則として以降の授業、その他一切の活動を取りやめる。

翌日以降の授業等については、学校からの連絡、ＨＰの連絡に従う。

ア 町内で大規模火災の発生がなく、徒歩での移動に支障はない

→ 帰宅可能生徒（徒歩・自転車通学）は帰宅させる。

自家用車通学等は学校待機（保護者に迎えを依頼、引き渡し確認後帰宅）

（ア）町営バス運行続行

→ バス通学生も帰宅させる。

（イ）町営バス運休

→ 学校待機（保護者に迎えを依頼、引き渡し確認後帰宅）

イ 穂別地区で大規模火災が発生、道路状況に被害あり

→ 全員学校待機

徒歩通学の生徒は状況改善後帰宅

その他の生徒は状況が改善されるまで学校待機を保護者に連絡

迎えに来られる状況になった時点での迎えを依頼、引き渡し確認後帰宅

※いずれの場合も帰宅後に学校連絡する。

ウ 学校被災（校舎崩壊・火災発生）

→ 生徒の避難・待機場所は穂別中学校、職員の業務推進場所は穂別支所

（２）学校にいない時（登校前）

全員自宅待機 → 早朝に発生の場合は当日のすべての活動は取りやめる。

翌日以降の授業等については、学校からの連絡、ＨＰの連絡に従う。

（３）通学（登下校）途中に起きた場合

基本的には自宅に帰る → 当日のすべての活動は取りやめる。

翌日以降の授業等については、学校からの連絡、ＨＰの連絡に従う。

ア 町営バス乗車中 → 運転手の指示に従い避難する。

イ 歩行中・自転車乗車中 → 危険を察知したら近くの建物に一次避難する。

※自宅の方が被災状況がひどい場合や明らかに学校の方が近い場合は学校に避難し、学校の指示に従う。

☆授業日は担任が、授業日以外は部顧問・講師等が当日の生徒掌握を行う。

☆夜間・週休日等に発生した場合、翌勤務日までに担任が生徒の状況掌握を行う。

2 職員の対応

(1) 大震災時の基本原則（震度5以上の大震災・大噴火）

災害発生当日

- ①生徒の安全確保を最優先事項として行動する。
- ②生徒の状況が落ち着いてから、自宅の対応をする。
- ③災害対策本部は校長室とし、管理職・分掌部長が詰める。
- ④副担任は職員室に待機し、本部・現場との連絡調整を行い、担任に必要な指示を与え、生徒情報を集約する。
- ⑤校舎・施設等については事務が主管し、必要に応じて教職員が手伝う。
- ⑥救護室は保健室とし、養護教諭、必要に応じて学年付きが対応する。
- ⑦避難場所として、生徒の安全確保を優先しつつ避難民を受け入れる。
- ⑧町外居住で交通障害等で出勤不能な場合、管理職に連絡を入れる。

(2) 大震災時の初期対応

時間 (目安)	校長・教頭 事務長	部 長	授業者	待 機 者	事 務 職 員
0min	緊急地震速報・火山警戒情報等 地震等発生				
10min	事務室参集 避難場所・経路の指示 (消防要請) 被害状況集約 (救急車要請)	状況集約 記録開始 本部参集 本部決定に基づき 担当業務の指示 (別紙参照)	保護姿勢等 の指示 ↓ ケガ等確認 ↓ 避難指示 ↓ (避難) 人員確認	生徒状況・校舎被害状況の確認、 初期消火、要救護者対応 (救護準備) (救護活動)	※必要に応じ搬出 準備・搬出作業
45min	避難完了確認 対策本部設置 ライフライン等確認 町内状況確認 町役場との連携 生徒対応決定 避難所対応開始 局報告 欠席生徒・不在職員状況把握	現場状況の本部伝達 避難場所	部長の指示により 必要な業務を行う。 (別紙参照)	担任の指示により 生徒対応の手伝い	事務長(主任)の指示により必要な情報収集等を行う。 校舎被害状況の詳細な調査
	翌日以降の対応を検討・諸準備				
	状況に応じて退勤・自宅への対応／本部補助・避難所対応				

①災害応急対策業務(被災時の即応)

- ・生徒・教職員の安全確保
- ・避難誘導、人員確認
- ・応急救護、医療機関への連絡・搬送
- ・負傷者等の確認
- ・避難場所、避難経路の安全確認
- ・火災対応

②災害応急対策業務(避難後すぐに開始する)

- ・学校災害対策本部の設置
- ・施設、設備の被害状況の把握
- ・地域全体の被害状況の把握
- ・通学路の安全確認
- ・生徒の下校、引き渡し(学校待機措置含む)
- ・生徒・教職員の人的被害状況の把握
- ・電気等のライフライン・通信回線の確認
- ・被害状況等の教育局への報告(速報)
- ・町のバスの運行状況の把握
- ・不在生徒・教職員の安否確認

(3) 週休日・夜間等の地震発生時の職員の対応

	管理職	町内在住職員	町外在住職員	在勤職員
震度3以下	特別な情報がある場合は学校集合	なし	なし	校舎内の確認 被害発生時は管理職に連絡
震度4	学校参集 状況を把握し必要な対応を行う	状況に応じて参集を求める場合がある	なし	校舎内の確認 被害発生時は管理職に連絡
震度5以上	学校参集 対策本部の設置 情報収集と対応 判断・指示	学校参集 校舎内の状況把握と本部の指示により必要な対応活動を行う 担任は生徒の被災状況について情報収集	翌勤務日まで自宅待機 担任は生徒の被災状況について情報収集	生徒避難等の指示と状況把握 救護活動 帰宅生徒の確認 管理職への引継ぎ 避難所開設支援

※交通障害等で出勤不能な場合は、管理職に連絡を入れる。

※担任は非常持ち出しを作成し、家庭との連絡方法を共有化しておく。

3 避難所開設協力

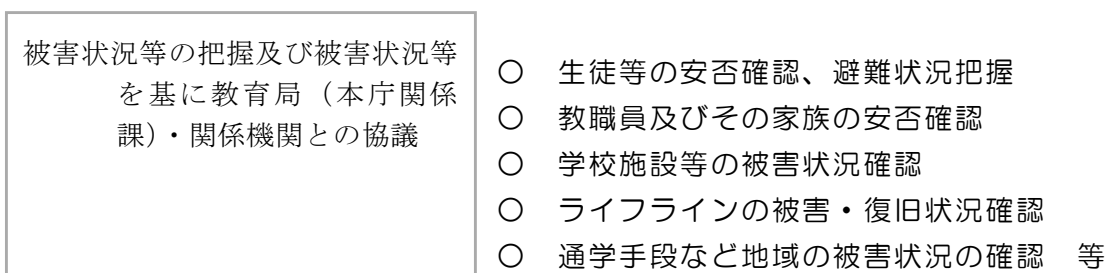
項 目	担 当	担当業務の内容等
① 施設等の点検	事務長 業務員	・ 学校が避難所として使用可能か否かを点検する。 ・ 判断が難しい場合については、早急に町に連絡し、技師等の専門家に判断を依頼する。 ・ 町の災害対策本部に連絡し、指示を受ける。 ・ 校舎等が危険で使用できない場合は、校舎等を立ち入り禁止とし、その旨を町の災害対策本部に連絡する。
② 利用区域の設定表示と管理	教頭 生徒指導 部長	・ 一般避難者の利用区域及び立ち入り禁止箇所（危険区域、学校教育活動区域等）を設定し、張り紙等に表示する。 ・ 避難所の使用可能区域の設定にあたっては、生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、生徒と避難者のスペースや動線を分ける。
③ 避難者の受け入れ準備	事務職員 業務員	・ 体育館などの避難所使用区域の破損ガラス、器具の散乱などを整理し、避難所として使用可能な状態とする。 ・ トイレ、シャワー施設の解錠・点検を行う。 ・ 非常電源設備の点検作動を行う。
④ 避難者の受け入れ	教頭 養護教諭	・ 避難者名簿により、受付を行う。 ・ 負傷者の確認と応急措置を行う。（身体が不自由な方や幼児等の災害時要援護者に充分配慮する。）
⑤ 避難所の組織づくり	教頭 事務長	・ 市町村防災担当者や地域の代表者が到着した後は、避難所の運営組織づくりに協力する。

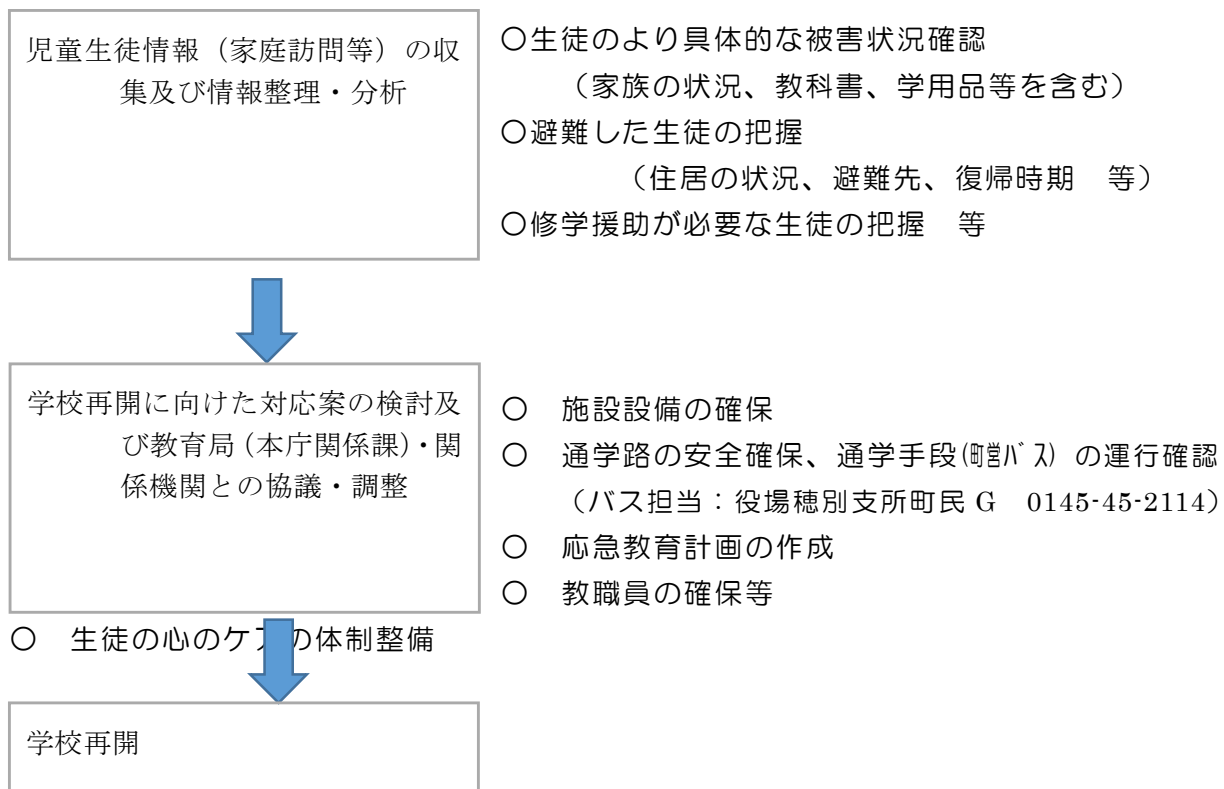
4 授業再開に向けて

(1) 業務執行環境等の確保

項 目	業務内容・留意事項
① 校舎等の点検	・「学校施設の防災安全点検マニュアル」(H17年4月北海道教育庁企画総務部施設課作成)に基づき点検を行う。 ・既存の図面に危険箇所を表示し、職員に周知する。 ・危険箇所への立ち入り禁止の表示等を行う。
② 執務室の確保	・執務室の被害を軽減するため、予めガラスの飛散防止措置やオフィス家具等の転倒防止措置の実施など、執務環境確保に努める。 ・校舎の全てが使用できない場合の代替施設候補を町と協議する。 ・各室の防火・防災担当責任者は、執務室(校長室、職員室、事務室等)の被災状況と使用の可否を判断し、校長に報告する。 ・執務室が使用できない場合は、代替室を確保する。
③ 電源の確保	・停電した場合に使用できなくなる設備・機器等を確認する。 ・非常用自家発電機や予備バッテリーがある場合は、予め業務の優先度に応じ使用機器を厳選しておき、優先度の高い機器のみ使用する。
④ 水の確保	・断水した場合に備え、予め受水槽や高架水槽の残留水の使用を検討。 ・トイレを使用禁止とした状態での受水槽や高架水槽の残留水の使用可能日数等を予め確認する。 ・断水した場合は、町に復旧予定等の状況を確認する。 ・受水槽や高架水槽の残留水を節約するため、使用可能なトイレや洗面所の使用を必要最低限とし、それ以外は使用禁止とする。
⑤ 通信手段の確保	・一般電話回線が使用可能な場合は、災害時有線電話により関係機関等との通信を確保する。 ・携帯電話・メール・SMSが使用可能な場合は、それを活用し関係機関等との通信を確保する。
⑥ 暖房の確保	・配管設備の損傷や停電により、暖房用ボイラーが使用不可能な場合は、予備暖房等の手配を行う。
⑦ 非常災害時要物資(備蓄品等)の確保	・非常災害時要物資(照明、水、食料、暖房、毛布等)を予め準備するほか、不足した場合の確保について、町へ要請などの手配を行う。

(2) 学校再開に向けた対応の主な流れ





※ 学校再開に向けた対応の検討にあたって、校長は教育局（本庁関係課）や関係機関と十分協議の上、決定する。

校長は、全ての生徒・保護者に対し、授業再開の時期や見通しなどについて、クラッシーや電話連絡・ホームページへの掲載等により周知する。

5 報告等

報告にあたっては、「被害状況等報告（速報）」にて局へ報告する。